

大阪・光の饗宴 合同プロモーション会議参加規程

(平成 30 年 2 月 22 日一部改正)

1 目 的

大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、フランス・リヨン市のリュミエール祭を目標として、「御堂筋イルミネーション」及び「OSAKA 光のルネサンス」をコアプログラムに、大阪府内各地で開催する光のプログラムをエリアプログラムとして、一体的なプロモーション連携に取り組むことにより、大阪の新たな都市ブランドの向上や国内外への発信力強化、観光促進を通じた経済効果の拡大を目指している。

この目的を果たすため、合同プロモーション会議を設置するものとする。

2 定 義

(1)合同プロモーション会議

合同プロモーション会議は、地域の特性を活かした光のプログラムの実施や実行委員会との積極的なプロモーション連携等によりエリアの魅力創出・強化に取り組み、実行委員会が選定する団体・企業及び実行委員会により構成する。

(2)エリアプログラム

合同プロモーション会議に参加する団体・企業等が主催する、原則、無料で観覧できるプログラム（入場料を徴収する施設内でプログラムを実施する場合で、通常の入場料で観覧できるものを含む。）であって、実行委員会とプロモーション連携するものとして実行委員会が選定する光のプログラム。

ただし、プログラムを観覧するための料金を徴収するもの若しくは入場料を徴収する施設で実施するプログラムで通常の入場料を超える料金を徴収するものは、別表に定める額の協賛をすることで、有料プログラムとして参加できる。

なお、連続した一体不可分のプログラム若しくは一定の範囲内で開催されるプログラムであって、プロモーション効果等を踏まえ、一体となったプログラムと実行委員会が認めるものについては、一つのプログラムとみなすことができる。

3 合同プロモーション会議の参加団体の要件

合同プロモーション会議に参加する団体は、次の(1)～(5)の要件を満たさなければならない。

- (1) 大阪府内において光のプログラムの実施に取り組む団体であること
- (2) 魅力ある光のプログラムのコンテンツを活用して地域の活性化に積極的に取り組む団体であること
(なお、地域の活性化の取組みなどについて、開催地の市町村に照会することがある)
- (3) 複数の企業若しくは団体により構成される実行委員会・連絡会等の団体又は地方公共団体であること（なお、単年度の実行委員会の場合は、開催年度の6月末までに正式に発足していること）
ただし、有料プログラムで、地方公共団体等の協力・後援のあるものは、単体の企業・団体の参加も可能とする。
- (4) 事務局を有する団体であること
- (5) 「5 参加団体の役割等」に掲げる事項を遵守するとともに、大阪・光の饗宴事業に協賛等で積極的に協力すること。なお、有料プログラムの場合は、別表に定める額の協賛を必ず行うこと。

4 エリアプログラムの選定基準

エリアプログラムについては、次の基準を満たすものを実行委員会として選定するものとする。

- (1) 合同プロモーション会議の参加団体（以下「参加団体」という。）が実施するプログラムであって、一定のクオリティを有し、大阪・光の饗宴の事業趣旨に合致していること。
合わせて、光によりエリアの持つ魅力を高め、個性の創出につながるものであること
- (2) プログラムの開催期間は、概ねコアプログラムの実施期間と一致していること
- (3) 一定の事業規模・集客数が見込めること

5 参加団体の役割等

- (1) 合同プロモーション会議に出席し、実行委員会及び他の参加団体との情報共有・広報連携を行うとともに、エリアプログラムなどに関する写真や映像等の資料を実行委員会が指定する期日までに提供すること
- (2) 大阪・光の饗宴のエリアプログラムであることを会場内及び広報グッズ等に掲載すること
- (3) 大阪・光の饗宴事業として事業連携する観点から、参加団体又は参加団体の構成企業等が、以下の広報協力を実施すること
 - ①参加団体又は参加団体の構成企業等が作成する広報ツール（パンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等）において大阪・光の饗宴の事業紹介（コアプログラム及び他のエリアプログラム等）を行うこと
 - ②実行委員会が作成する広報ツール（公式ガイドブック、ポスター等）を参加団体又は参加団体の構成企業等が配布・掲示すること
 - ③関連する説明会・会議等に出席すること
 - ④その他、実施可能な広報協力
- (4) 実行委員会が行う経済波及効果の算出及び事業の効果検証等に協力することとし、以下の3点を実行委員会が指定する期日までに報告すること
 - ① エリアプログラムの来場者数
 - ② 来場者に対するアンケート結果。なお、アンケートの設問・提出数・提出方法については、実行委員会から依頼する。
 - ③ エリアプログラムの事業費
※各エリアプログラムの事業費は非公開とし、経済波及効果は「大阪・光の饗宴」全体として公開するものとする。
- (5) 参加団体は、実行委員会や他の参加団体との連携に積極的に取り組むものとし、実行委員会が提供する各種情報を他の目的に利用することがないこと
- (6) 実行委員会が示すスケジュール及び期限を厳守すること。期限を過ぎた場合は、実行委員会が作成する広報ツールへの掲載等ができないことがあるので、留意すること
- (7) 実行委員会へ提供する資料等の内容については、正確かつ確実なものとする（特に、開催日程、問合せ先等）

(別表)

| | 事業予算額 | 入場料(※1) | 協賛金 |
|---|-------|----------|-------------------------------|
| 1 | 1億円以上 | — | 1,134千円以上 (1ページ記事広告(※2)以上) |
| 2 | 1億円未満 | 1,500円以上 | 486千円以上 (4分の1ページ記事広告以上) |
| 3 | | 1,500円未満 | 108千円以上 ロゴ掲載広告以上 |

(※1) 大人一人当たりの標準的な入場料

(※2) 大阪・光の饗宴公式ガイドブックへの広告